

島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第 5 号

令和 7 年 9 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 6 第 1 項において準用する同法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する請求権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 291 条の 6 第 1 項において準用する同法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに同法第 291 条の 6 第 2 項に規定する請求権を有する者の総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 16 日

島根県後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員会委員長 建 部 敏 紀

- 1 地方自治法第 291 条の 6 第 1 項において準用する同法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する請求権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

10,714 人

- 2 地方自治法第 291 条の 6 第 1 項において準用する同法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに同法第 291 条の 6 第 2 項に規定する請求権を有する者の総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

155,948 人